

カンナビジオール(CBD)を含む商品の持ち込み禁止に関するご注意

お客様各位

マレーシアでは、カンナビジオール(CBD)が危険ドラッグに指定されており、CBD成分を含む商品の持ち込みが禁止されています。違反した場合、重い刑罰が科される可能性がありますので、十分にご注意ください。治療目的の持込に関しては可能な場合がありますので、入国時に医師の診断書(英文)と併せて申請してください。

カンナビジオール(CBD)は、痛みを和らげたり、睡眠の質を向上させるとして、スキンケア製品、食用油、グミ、チョコレート、コーヒーパウダー、茶葉、飲料、健康補助食品などに使用されていることがあります。商品パッケージや成分表示欄にカンナビジオール(CBD)の記載がないか必ずご確認ください。

カンナビジオール(CBD)を含む商品例

A. 商品パッケージ

(1) スキンケア商品



(2) 食用油



(3) グミ



(4) チョコレート



B. 商品成分欄

《使用上の注意》
お肌に異常のある場合、お肌に合わないときはご使用を中止してください。

《成分》
水、BG、パルミチン酸エチルヘキシル、トリ（カプリル / カブリン酸）グリセリル、グリセリン、火成岩、ミネラルオイル、オリーブ油、ベヘニルアルコール、ホホバ種子油、スクワラン、ペンチレングリコール、ステアリン酸ソルビタン、白金 **カンナビジオール**、冬虫夏草エキス、アラントイン、ポリソルベート60、カルボマー、水酸化K、フェノキシエタノール、デヒドロ酢酸Na、メチルパラベン

《ご使用方法》
本品を適量、清潔な手指に取り、お肌に塗布して下さい。リンパの流れに沿ってドナーージュするとさらに効果的です。

みなさまのご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。